

**改正**

平成18年12月28日告示第191号

平成24年7月12日告示第85号

平成24年9月18日告示第106号

平成30年7月25日告示第50号

水巻町有料広告事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、本町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

**第2条** 広告掲載の対象となる町の資産は、次に掲げるもののうち、町長が広告媒体として活用することを決定したものとする。

- (1) 町が発行する広報紙及び印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) 町が所有する公用車及び構造物
- (4) その他、広告媒体として活用できると認められる町の資産

(規制事業者)

**第3条** 次の各号に定める事業者の広告は掲載しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(広告の範囲)

**第4条** 掲載する広告は、町の品位及びイメージを損なわないもの並びに住民に不利益を与えないものとし、一般社会常識に基づき町長が掲載の可否を決定する。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業に係る広告
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 個人又は法人の代表者の氏名、写真等の名刺広告
- (7) 社会問題について主義主張するもの
- (8) 人材募集・求人広告
- (9) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (10) 誇大表示又は不当表示等、表現方法が不適切なもの
- (11) 当該広告の内容を町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (12) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (13) 責任の所在が不明確なもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、町の資産等に掲載する広告として妥当でないと認められるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準が必要な場合は町長が別に定める。

(広告の位置、規格、掲載料等)

**第5条** 広告の位置、規格、掲載料、期間及び募集方法等は、広告媒体ごとに町長が別に定める。

(審査会)

**第6条** 広告掲載の公平性及び中立性を保つため、広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 前項に定める審査会は、副町長、総務課長、企画課長、財政課長及び建設課長で構成し、委員長は副町長をもって充てる。

3 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 広告主等の業種及び事業内容
- (2) 掲載する広告の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか広告掲載に関すること。

(掲載の優先順位)

**第7条** 広告掲載の優先順位は、公共性及び品位を損なうことなく、かつ、町の地域社会及び地域

経済の健全な発展及び住民生活の向上に資するものであることを基本原則として、審査会が決定する。

(広告の申込み)

**第8条** 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、広告原案を添えて、広告媒体ごとに定められた様式により町長に申込書を提出しなければならない。

(決定)

**第9条** 町長は、前条の申込書を受け付けたときは、審査会に諮り掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、不許可の決定をした場合は、不許可の理由を付して掲載希望者に通知しなければならない。

(契約)

**第10条** 掲載を決定された掲載希望者（以下「広告主」という。）は、別に定める様式により、町と契約を締結するものとする。

(広告掲載料の納付)

**第11条** 広告主は、町が指定する期日までに、広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

**第12条** 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなかったときはその限りではない。

(広告主の責任)

**第13条** 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(掲載の取消し)

**第14条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告主が広告原案を提出しないとき。
- (2) 第11条で指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (3) 広告主が、第3条各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (4) その他、広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めるとき。

(広告代理店への業務の委託)

**第15条** 町は、広告掲載に係る業務を広告代理店等に委託することができる。

2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取り扱いに関する事項については、別に定めるものとする。

(その他)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則** (平成18年12月28日告示第191号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年7月12日告示第85号)

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

**附 則** (平成24年9月18日告示第106号)

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

**附 則** (平成30年7月25日告示第50号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。